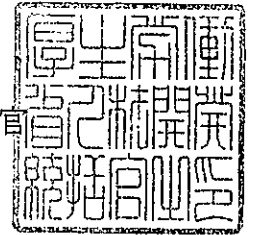




開発 1019 第 5 号  
平成 29 年 10 月 19 日

経営者団体の長 殿

厚生労働省人材開発統括官



### 企業における人材育成の推進に関する要請について

人材開発行政の推進につきましては、日頃よりご協力を賜り感謝申し上げます。

毎年 11 月は、「人材開発促進月間」（本年度より、「職業能力開発促進月間」から改称）と定められております。これは、昭和 45 年 11 月にアジアで初めて東京において開催された「技能五輪国際大会」を記念して設けられたものであり、職業能力の開発・向上の促進及び魅力ある技能社会の形成を目指しております。

本年 3 月に決定された「働き方改革実行計画」（平成 29 年 3 月 28 日働き方改革実現会議決定）において、女性のリカレント教育など個人の学び直しへの支援や職業訓練の充実、また就職氷河期世代や若者の活躍に向けた支援・環境整備の推進が盛り込まれるとともに、「未来投資戦略 2017」（平成 29 年 6 月 9 日閣議決定）においては、society5.0 に向けた課題として人材の育成・活用力の強化が挙げられ、第 4 次産業革命の進行や産業構造や就業構造の変化に対応するため、個々の働き手の能力・スキルの向上が急務とされるなど、人材開発施策の推進に対する期待がますます高まっています。

このため、厚生労働省としては、人材育成に取り組む企業を対象とした各種助成金、ものづくり分野における専門的な知識及び技能・技術等を習得させる訓練、様々な分野における企業の生産性向上に必要な知識・スキル等を習得させる訓練、若年技能者を指導するためのものづくりマイスターの派遣、人材育成施策の基盤であるジョブ・カード等について、企業の方々に更に活用していただきたいと考えております。

貴団体におかれましては、人材開発促進月間の趣旨等をご理解いただくとともに、事業主向け支援メニューのリーフレット及び今年度から開始しております「生産性向上人材育成支援センター」のご案内（別添）もご活用いただき、貴団体の傘下団体・企業に対します周知啓発に向けたご協力の程、何とぞよろしくお願い申し上げます。